

# 議員協議会

令和3年5月20日  
委員会室

1 開会

2 非核平和都市宣言のパブリック・コメント実施結果について

3 その他

# 非核平和都市の宣言を目指して… 4月1日から30日までパブリック・コメントを募集します

西脇市議会

みなさんは、まちなかで非核平和都市宣言の標柱を見られたことがありますか？

この標柱は、平成17年の合併前に、核兵器のない世界の恒久平和を願って、旧西脇市・旧黒田庄町の両市町で宣言を行い設置されました。

合併後、市議会で何度か協議をしましたが、宣言には至らず、長い間その歩みを進めていない状況にありました。

そのような中、請願書が提出され、昨年12月の定例会であらためて審査。

その結果、再び非核平和都市を宣言することを決定しました。

今もなお、地球上では飢餓や疾病、戦争やテロ、核兵器などの拡散等が起こり、その恐怖や不安をぬぐい去ることはできていません。

西脇市制施行15周年の節目を、みなさんと手を携えて、平和で安心なまち・西脇を創造していくことを再確認する機会として、この宣言を行いたいと思います。

右側の宣言文をご覧ください、ご意見をお寄せください。

## 西脇市非核平和都市宣言(案)

世界の恒久平和は、全ての人びとの共通の願いです。

私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力に支えられ、豊かな水と大地の恵みの中で、今を生きています。

しかし、今もなお、世界各地で武力紛争が起こり、核兵器などの存在と拡散が、世界の平和と人類の生存に深刻な脅威と不安を与えています。

我が国は唯一の戦争被爆国です。決して広島、長崎のあの悲劇を繰り返してはなりません。

今を生きる私たちは、世界の全ての人びとと手を携え、核兵器の廃絶やあらゆる争いを回避するために、最大限の努力を重ねていかなければなりません。

私たちは、次代を担う子どもたちが、未来に向かって平和で安心して暮らすことができる社会を創造すること、そして、世界の恒久平和と核兵器廃絶を希求し、ここに西脇市が非核平和都市であることを宣言します。

### ■パブリック・コメントって？

「パブリック・コメント（市民意見提出手続）」とは、市民のみなさんに市の計画や条例を原案の段階でご覧いただき、建設的なご意見を踏まえてより良いものを目指そうとする制度です。市議会ではみなさんから寄せられたご意見を参考にして、最終的な意思決定を行います。



## ご意見は こちらへどうぞ

みなさんのご意見によって、より良い宣言文をまとめていきたいと考えています。下記の内容をご確認いただき、西脇市議会事務局までお寄せください。

### ◆募集期間

4月1日（木）～30日（金）

### ◆閲覧場所

- ・議会事務局
- ・情報公開コーナー
- ・図書館
- ・市ホームページ

### ◆意見の提出方法

任意の様式で持参、郵送、ファックスまたはメールで西脇市議会事務局へ提出してください。

※意見内容を確認する場合に限り個人情報を利用します。

### ◆意見の提出先

〒677-8511 西脇市郷瀬町605

議会事務局宛て

☎22-3111 FAX22-4301

✉gikai@city.nishiwaki.lg.jp

### ◆その他

- ・住所、氏名（団体名）、電話番号を明記してください。
- ・電話や来庁による口頭での意見は、受けられません。
- ・提出意見に対する個別の回答はしません。
- ・意見の反映結果など市議会の考え方は、提出意見とともに、後日ホームページに公開します。